

弁護士過疎・偏在対策—活動の歩み—

初期の問題意識

- ◆ **臨時司法制度調査会意見書（1964年8月）**「簡易裁判所の所在地はもちろんのこと、地方裁判所の支部の所在地においてすら、弁護士の事務所のない事例が数多く存在する。このような状況では、地方における国民の法的生活の水準の向上はもとより、裁判の適正円滑な運営すら阻害される虞がある。」「この弁護士の大都市偏在化については、緊急にこれを是正する必要があると考えられるのであって、いかなる方策を講ずべきかが検討されなければならない。」

～高度経済成長等を原因とした過疎化の進化に伴い、弁護士過疎地も拡大～

- ◆ **第8回弁護士業務対策シンポジウム（1993年11月）** テーマは「弁護士業務の改革を目指して—市民との接近障害を改善するために—」。第2分科会（パート1 弁護士偏在問題を考える）が初めて「弁護士0～1マップ」を作成。1993年当時、弁護士ゼロ地域は50か所、弁護士ワン地域は24か所。

弁護士過疎・偏在対策の本格始動

(1)「名古屋宣言」（1996年5月・日弁連定期総会）

…当連合会は、弁護士過疎・偏在問題の解決のために全力をあげて取り組むことを決意するとともに、当面の措置として5年以内に、いわゆる0～1地域を中心として緊急に対策を講ずべき弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するなど、市民が容易に弁護士に相談し、依頼することができる体制を確立するよう最善を尽くす。

(2)「日弁連ひまわり基金」の発足と特別会費の徴収（2016年3月末まで）

- ① 1999年9月、東京弁護士会からの司法改革支援金（寄付金）1億円と日弁連創立50周年記念事業特別基金からの繰入金3000万円を財源として「日弁連ひまわり基金」が発足。
- ② 1999年12月の日弁連臨時総会で、2000年1月から会員一人あたり月額1,000円の特別会費（「弁護士過疎・偏在対策のための特別会費」）を徴収することを決議。徴収期限は、2004年12月。その後、4度にわたって徴収期限の延長と金額の変更が行われている。

(3)「ひまわり基金法律事務所（公設事務所）」と「法律相談センター」の全国展開

- ※「司法サービスの全国地域への展開に関する決議」（2000年5月・日弁連定期総会）
- ※「司法サービスの全国展開に関する行動計画」（2001年5月・日弁連理事会）
- ※「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画」（通称「新行動計画」）
(2012年3月日弁連理事会)
- ※「より身近で頼りがいのある司法サービスの提供に関する決議—真の司法過疎解消に向けて—」（2012年5月・日弁連定期総会）
- ※「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画」（通称「第三次行動計画」）
(2022年2月日弁連理事会)

- ① 2000年6月、島根県浜田市に「石見ひまわり基金法律事務所」が開設されて以来、ひまわり基金法律事務所は累計122か所に設置された（2023年2月1日現在）。うち85事務所が任期終了後に定着、4事務所が廃止。現在稼働しているのは33事務所。
- ② 法律相談センターは全国296か所（2023年2月1日現在・日弁連調べ）。未設置支部は45か所。

(4) 「弁護士偏在解消のための経済的支援」の開始

- ① 2007年12月の日弁連臨時総会で、「弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程」を制定。2008年1月から運用開始。
- ② 2008年5月 日弁連定期総会で上記規程を改正（常駐従事務所開設支援を追加）。
- ③ 2009年9月 利用促進のため対象範囲を拡大。
- ④ 2010年4月 日弁連ひまわり基金によって行われていた特別定着支援を経済的支援に統合。
- ⑤ 2012年12月 日弁連臨時総会で「弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程」を制定するとともに、①の規程を廃止。日弁連ひまわり基金による過疎・偏在対策と経済的支援とを統合。

(5) 「弁護士ゼロ・ワン地域」の解消推移

- ① 2008年6月2日 ゼロ地域の解消（会長談話の発表、記念シンポジウムの開催）
- ② 2009年1月 ゼロ地域が再発生（鹿児島地裁加治木支部） その後2か所に
- ③ 2010年1月 ゼロ地域が再び解消
- ④ 2011年12月18日 ゼロ・ワン地域が解消（会長談話の発表）
- ⑤ 2012年1月 ワン地域が再発生（金沢地裁輪島支部）
- ⑥ 2013年11月 ワン地域が再び解消
- ⑦ 2014年3月 ワン地域が再発生（松江地裁西郷支部）
- ⑧ 2015年7月 ワン地域が再び解消（会長談話の発表）
- ⑨ 2015年9月 ワン地域が再発生（岡山地裁新見支部）
- ⑩ 2016年12月15日 ゼロ・ワン地域が再び解消
- ⑪ 2017年4月 ワン地域が再発生（和歌山地裁御坊支部・長崎地裁五島支部）
- ⑫ 2017年11月 ゼロ・ワン地域が再び解消
- ⑬ 2018年3月 ワン地域が再発生（岡山地裁新見支部） その後2か所に

流水の町ひまわり基金法律事務所
開所による

隠岐ひまわり基金法律事務所
開所による

紀中ひまわり基金法律事務所開所による

参考1 特別会費の徴収期間・金額の変遷

- ① 2000年1月から特別会費の徴収開始（1999年12月の臨時総会で決議）。
月額1,000円。徴収期限は2004年12月。
- ↓
- ② 2005年1月から月額1,500円へ増額。徴収期限を2007年3月まで延長。
（2004年11月の臨時総会で決議）
- ↓
- ③ 2007年4月から月額1,400円に減額。徴収期限を2010年3月まで延長。
（2006年12月の臨時総会で決議）
- ↓
- ④ 2010年4月から月額700円に減額。徴収期限を2013年3月まで延長。
（2009年12月の臨時総会で決議）
- ↓
- ⑤ 2013年4月から月額600円に減額。徴収期限を2016年3月まで延長。
（2012年12月の臨時総会で決議）
→2016年4月以降は一般会計からの繰入れへ

参考2 日弁連の弁護士過疎・偏在対策財政支出（～2019年度）

1. 「日弁連ひまわり基金」による援助実績（財政支出）… 2000年度から2019年度までの累計援助額
 - (1) 過疎地法律相談センター（ここ数年は約140か所に援助）：約26億円
 - (2) ひまわり基金法律事務所への開設費・運営費援助（累計120か所）：約12億4200万円（※仮払い金含む）
 - (3) 弁護士偏在解消のための経済的支援・新人弁護士等準備・養成等援助：約9億5200万円（※内約3億3600万円返済済み）
- ※ 2007年～2012年度までは「弁護士偏在解消のための経済的支援制度」。2013年度からひまわり基金に統合。
- (4) 弁護士過疎地への定着支援（37件）：約2億7500万円（※内約1億9000万円返済済み）
- ※ 定着支援制度は2010年度から弁護士偏在解消のための経済的支援制度に統合されたため、2009年度までの実績。